

かえつ医療介護連携協議会

会 則

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この団体は、かえつ医療介護連携協議会と称する。
- 2 この団体の英文名は、kaetsu medical care association と表示する。
- 3 この団体の略称は、ときネットとする。

(事務所)

- 第2条 この団体は、事務所を新潟県新発田市におく。

(目的)

- 第3条 この法人は(受益者)のために(主な取り組み)を行い、以って(目的とする社会像)に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (3)情報化社会の発展を図る活動
 - (4)科学技術の振興を図る活動

(事業)

- 第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- (1)医療の質、安全性の向上のための診療情報の共有化を推進する事業
 - (2)高度医療情報ネットワーク構築のためのインフラ整備、最新情報の収集、新製品の検証、ネットワーク技術者の養成に寄与する事業
 - (3)情報ネットワーク社会に関する社会意識、技術動向、振興方策等についての調査、分析、提言に関わる事業
 - (4)ビジネスモデルの提案等による地域医療ネットワーク普及支援活動
 - (5)その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

- 第6条 この法人の会員は次の通りとし、正会員をもって社員とする。ただし、人格なき社団が社員となる場合には、その団体名をもって法上の社員とする。
- (1)正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人、又は団体。
 - (2)賛助会員 この団体の目的に賛同して入会した個人、又は団体。
- この会則に定める以外の会員に関する規定は、協議会で別に定める。

(入会)

- 第7条 この団体の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を協議会会長に提出するものとする。
- 2 協議会会長は、前項の申込者が第3条に定めるこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。
- 3 協議会会長は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、協議会の議決を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を協議会会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員は、次のいずれかに該当するときは、運営委員会の議決を経て退会したものとみなすことができる。

- (1)本人が死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (2)会員である団体が解散したとき
- (3)破産宣告を受けたとき

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、運営委員会の議決を経て除名することができる。

- (1)この団体の名誉を著しく傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (2)この団体の会則又は規定に違反したとき

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既納の会費その他抛出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第 12 条 この団体に次の役員をおく。

- (1)運営委員 10 名以上 12 名以内
- 2 運営委員のうち、1 名を協議会会長とし、必要なときに運営委員会の議決を経て 1 名以内の協議会副会長をおくことができる。

(職務)

第 13 条

【協議会会長だけに代表権がある場合】

協議会会長は、この団体を代表し、その業務を統轄する。

- 2 協議会副会長は、協議会会長を補佐し、協議会会長に事故があるとき又は協議会会長が欠けたときは、協議会会長のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この会則の定め、および総会又は運営委員会の議決に基づいて、この団体の業務を執行する。

(任期)

第 14 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第 15 条 役員が次のいずれかに該当するときは、その役員に事前に弁明の機会を与えた上で、協議会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て解任することができる。

- (1)職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第 16 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以内の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 報酬の額は、協議会の議決を経て定める。

第4章 会議

(種別)

第 17 条 会議は、協議会および運営委員会とし、協議会は、通常協議会および臨時協議会とする。

(構成)

第18条 協議会は、正会員をもって構成する。

2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(権能)

第19条 協議会は、法およびこの会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)事業計画および活動予算ならびにその変更

(2)役員を選任、解任、報酬、職務

(3)入会金及び年会費の額

(4)規約の変更

(5)合併

(6)解散

(7)解散した場合の残余財産の処分

(8)その他、運営委員会が協議会に付すべき事項として議決した事項

2 運営委員会は、この団体の運営に関する次の事項を議決する。

(1)協議会に付すべき事項

(2)その他団体の運営に関する必要な事項

(開催)

第20条 通常協議会は、毎年1回開催する。

2 臨時協議会、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1)運営委員会が必要と認めるとき

(2)正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

3 運営委員会は必要なときに開催する。

(招集)

第21条 協議会および運営委員会は、協議会会長が招集する。

2 協議会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、電子メールをもって、通知を行わなければならない。

3 運営委員会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、電子メールをもって、通知を行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合には、この限りではない。

4 前条第2項の請求があった場合は、協議会会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数)

第22条 協議会は、正会員の過半数、運営委員会は運営委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議長)

第23条 会議の議長は、協議会会長の指名する運営委員がそれにあたる。

(議決)

第24条 協議会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 協議会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とする。

3 運営委員会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した運営委員の3分の2をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営委員会の議決権は、平等なものとする。

5 総会および運営委員会の議決について特別の利害関係を有する正会員又は運営委員は、その議事の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第25条 協議会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 運営委員会に出席しない運営委員は、あらかじめ通知された事項について、書面またはファックス、電子メールをもって表決することができる。
- 3 前各号の場合において、当該正会員又は運営委員は、第 22 条および前条の適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

第 26 条 協議会会長は、簡易な事項または急を要する事項については、運営委員が書面またはファックス、電子メールにより賛否を示すことにより、運営委員の議決に代えることができる。

(議事録)

第 27 条 協議会および運営委員会の議長は、協議会および運営委員会の議事について次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 協議会の場合は正会員総数および出席者数、運営委員会の場合は運営委員総数及び出席者数及び出席者氏名(いずれの場合も書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議長および出席した正会員又は運営委員のうちその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印し、これを保存しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、協議会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 協議会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 協議会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産および会計

(資産および経費の支弁)

第 28 条 この協議会会長の資産は、次の各号をもって構成し、経費はこれらをもって支弁する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収益

(4) 資産から生じる収益

(5) その他の収益

(資産の管理)

第 29 条 この団体の資産は、代表運営委員が管理し、その方法は運営委員会の議決による。

(事業年度)

第 30 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計)

第 31 条 会計は、一般会計のほか、特別会計をおくことができる。

(事業計画および活動予算)

第 32 条 この団体の事業計画およびこれに伴う活動予算は、協議会会長が作成し、毎事業年度開始前に運営委員会の議決を経なければならない。

2 前項の規定による事業計画および活動予算は、その事業年度開始後最初の協議会の議決を経なければならない。

3 協議会で事業計画および活動予算の変更が議決された場合は、その変更の方針にしたがって、協議

会終了後速やかに、協議会会長が事業計画および活動予算を変更し、運営委員会の議決を経るものとする。ただし、その場合、協議会での再度の議決を必要としないものとする。

4 協議会会長は、前項の変更された事業計画および活動予算は、その事業年度終了後の協議会に報告することとする。

5 この法人は、第2項の協議会の議決を得るまでの間は、第19条第1項の規定に関わらず、本条第1項の運営委員会が議決した事業計画および活動予算をもって、事業を行うものとする。

6 第1項に規定した事業計画および活動予算の変更は、協議会の議決を経て行う。

(事業報告および決算)

第33条 この団体の事業報告書、は、協議会会長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、運営委員会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常協議会の議決を経なければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第34条 この団体に事務局をおく。

2 事務局は、事務局長1名および事務局員若干名をおく。

3 事務局長および事務局員は、協議会会長が任免する。

(組織および運営)

第35条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て協議会会長が別に定める。

第7章 委員会等

(委員会等)

第36条 この団体は、特定の事業の円滑な遂行を図るため、評議委員会および専門部会等(以下「委員会等」という。)の委員会をおくことができる。

2 委員会等は、その定められた事業について、調査・企画・運営・実施にあたる。

3 委員会等に関する規定は、運営委員会の議決を経て別に定める。

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第37条 この会則は、協議会において出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

第9章 解散および合併

(解散)

第38条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1)協議会の議決
- (2)目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産

2 前項第1号の規定に基づいて解散するときは、協議会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決による。

(残余財産の帰属先)

第39条 この法人が解散のときに有する財産は、協議会において出席した正会員の4分の3以上をもって決した、法第11条第3項に掲げる者のうち、新発田北蒲原医師会に譲渡するものとする。

(合併)

第40条 この団体と他のとの合併は、協議会において出席した正会員の4分の3以上の議決を得なけ

ればならない。

第10章 雑 則

(委任)

第 41 条 この会則の実施について必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

正会会員：入会金無料、会費無料

賛助会員：

一 口：50,000 円

システム利用料(月額基本料金 * ユニバーサルコネクト ID の回線数)

病 院：3,000 ~ 5,000 円

診 療 所：1,000 円

薬 局：1,000 円

介護事業所：500 円

ホームページ等広告掲載料

広 告：10,000 円

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

3 この団体の設立当初の事業年度は、第 30 条の規定にかかわらず、成立日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。